



SOMPO
ホールディングス
保険の先へ、挑む。

ガラス保険



ガラス保険の補償内容

保険金のお支払いの対象となる主な事故

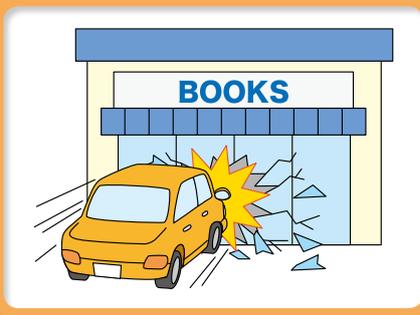
- この保険は、保険の対象(保険の目的)であるガラスを偶然な事故による損害からお守りする保険です。
お支払いの対象となる主な事故は次のとおりです。

対象となる事故例

1 建物利用者の過失



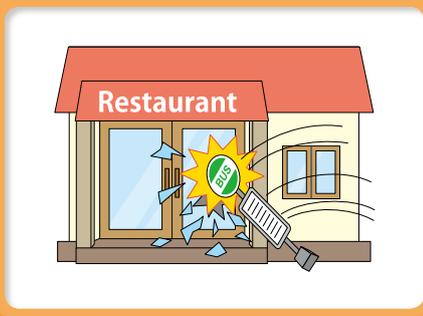
2 車の飛び込み



3 第三者によるいたずら



4 他物の倒壊など



5 台風、旋風等の風災



お支払いする保険金

損害保険金

- 損害保険金としてお支払いするべき損害の額は、時価額を基準に定めます。
- 保険金額が保険価額^(注)と同額である場合またはこれを超える場合は、保険価額を限度として被った損害の額を損害保険金としてお支払いします。
- 保険金額が保険価額より低い場合は、次の算式によって算出した額を損害保険金としてお支払いします。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{損害保険金の額}$$

(注) **保険価額**とは、損害が発生した時およびその場所における保険の対象の価額をいい、時価額となります。
時価額とは、再調達価額(保険の対象と同等のものを新たに購入するのに必要な金額)から、経過年数による減価や使用による消耗分を差し引いた額をいいます。



ステップ1
補償内容

ステップ2
ご契約条件等

ステップ3
ご注意点

臨時費用保険金

- 損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、臨時費用保険金をお支払いします。
- 臨時費用保険金としてお支払いする額は、損害保険金の20%とします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

残存物取片づけ費用保険金

- 損害保険金が支払われる場合において、事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。)に対して、残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。
- 残存物取片づけ費用保険金としてお支払いする額は、損害保険金の10%を限度とします。

ご注意 ご契約方法によっては、P①、②に記載のお支払いする保険金と異なる場合があります。
また、上記以外に損害防止費用保険金をお支払いします。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

お支払いの対象とならない主な損害

次のような事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- 保険契約者、被保険者(補償を受けられる方)または保険金受取人などの故意または重大な過失
- 差押えなどの国または公共機関の公権力の行使
- 保険契約締結の当時、既に保険の対象に存在していた亀裂その他の欠陥
- 火災(消防または避難に必要な処置によって保険の対象に生じた損害を含みます。)
- 保険の対象の取付け上の欠陥(保険の対象の取付けを完了した時からその日を含めて8日以上経過した後^きに生じた場合を除きます。)
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動[※]
※暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- テロ行為[※](1つの敷地内において保険金額が10億円以上の場合にかぎります。)
※テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災[※] など
※水災については「水災危険担保特約条項」を付帯することにより、保険金のお支払いの対象とすることもできます。

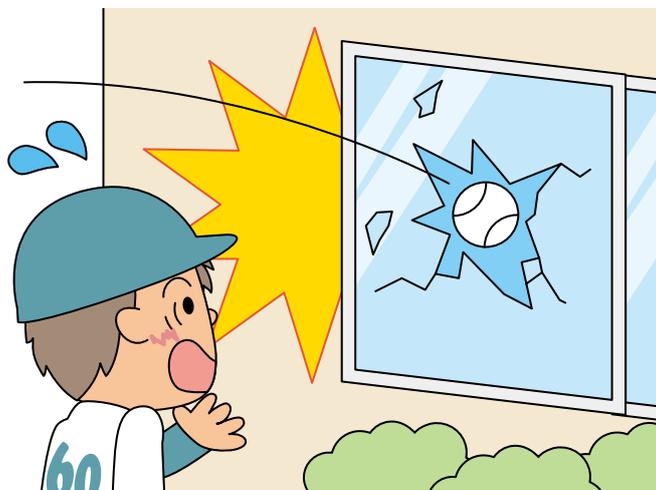
ご契約条件等 / ご注意点

保険の対象

- ガラス保険における保険の対象は日本国内に所在する保険契約申込書記載のガラスとします。具体的には、下記のとおりです。
 - 窓ガラス、ドアガラス
 - ショーウィンドウ、ショーケース
 - ステンドグラス、定着鏡
 - 天井窓、温室 など
- 建物または設備・什器^{じゅう}等に設置されていないガラス(ガラス板単体等)は保険の対象にはなりませんので、ご注意ください。
- 保険の対象とするガラスを特定するために、ガラスの種類・大きさ・設置場所などを保険契約申込書に明記していただきます。ガラスに付属する枠、取っ手などを保険の対象に含める場合は必ず保険契約申込書に明記してください。(明記しない場合は保険の対象に含まれません。)なお、同一建物のガラス(建物の一部のみを占有する場合はその占有部分のガラス)の一部を保険の対象とする場合は、保険の対象を図面で特定し、必ず保険契約申込書に添付してください。

保険期間(ご契約期間)

保険期間は原則として1年間となります。短期契約(保険期間が1年に満たない保険契約をいいます。)または長期契約(保険期間が1年を超える保険契約をいいます。)をご希望される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。





ステップ1
補償内容

ステップ2
ご契約条件等

ステップ3
ご注意点

ご契約方法

保険金額

- 保険金額は、ご契約時の保険の対象の価額を基準にガラス1枚ごとに設定していただきます。ただし、同種・同型のガラスについては、ガラスの枚数を明記のうえ、包括して1つの保険金額を設定することもできます。
- 保険金額は、原則として取付費用および文字入れ費用を含めて^(注)設定してください。
(注)「取付費用不担保特約条項」、「文字入れ費用不担保特約条項」を付帯することにより、取付費用および文字入れ費用を除いて保険金額を設定することもできます。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険の対象の価額を超えて保険金額を設定されても、その超過分については保険金のお支払い対象となりません。なお、保険の対象の価額を超える部分についてはご契約を取り消すことができる場合があります。
- 保険金額が保険価額に満たない場合は、事故の際に損害額の全額について保険金をお支払いできない場合があります。
- 保険契約申込書に「保険価額」と表示がある部分は、「ご契約時の保険の対象の価額」となります。契約内容変更依頼書に「保険価額」と表示がある部分は、「契約内容変更時の保険の対象の価額」となります。

他のご契約がある場合

- 保険金をお支払いすべき他の保険契約等^(注1)がある場合において、それぞれの支払責任額^(注2)の合計額が、支払限度額(損害の額)を超えるときは、損保ジャパン日本興亜は、次に定める額を保険金として支払います。また、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金も同様のお支払い方法となります。

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注1)他の保険契約等とは、この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有のガラスまたは付属物について締結された、支払責任が同じである他の保険契約または共済契約等をいいます。

(注2)支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

保険料例

職 種	保険期間・払込方法	(ガラス1枚あたり) 保険金額	(ガラス1枚あたり) お支払いいただく保険料
喫 茶 店	1年・一括払	5万円	2,160円
ホ テ ル	1年・一括払	10万円	3,600円

(注1)上記はあくまでも標準的な保険料であり、設置場所の職種・設置状況などにより、異なります。

(注2)ご希望により、1事故あたりの免責金額を設定していただくこともできます。
この場合、「免責金額設定特約条項」が付帯されます。

特にご注意いただきたいこと

I

契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約条項を付帯した場合を除いて、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

なお、口座振替の場合は、保険料領収証が発行されませんのでご了承ください。

④ クーリングオフ

ご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことができます。クーリングオフは、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内にお申し込みいただく必要があります。

クーリングオフのお申し出をされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に、損保ジャパン日本興亜の本社に必ず郵便でご通知ください。ご通知いただく事項は重要事項等説明書をご参照ください。

以下のご契約は、クーリングオフのお申し出ができませんので、ご注意ください。

- ご契約保険期間が1年以内のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 質権が設定されたご契約
- 通販特約により申し込まれたご契約
- 法人または社団・財団等が締結したご契約
- 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

クーリングオフのお申し出をされた場合は、既にお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、損保ジャパン日本興亜および取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

ただし、ご契約期間の初日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、ご契約期間の初日(初日以降に保険料をお支払いいただいたときは、損保ジャパン日本興亜が保険料を受領した日)からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただくことがあります。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

ご契約者と被保険者が異なる保険契約を締結される場合は、ご契約者がその旨を必ず保険契約申込書に明記してください。

⑥ 保険料のお支払い方法

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数回に分けてお支払いいただく分割払があります。

分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込期日まで分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできなくなったり、ご契約が解除されたりすることがあります。

II 契約締結後における注意事項

① 通知義務等

(1) 保険契約締結後、以下の通知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご連絡いただく必要はありません。

	通知の期限および通知事項
① 被保険者が個人 ^(※1) のお客さまの場合	次のような場合には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。 ・保険の対象の設置施設の所在地の変更 ・保険の対象の設置施設の構造または用法の変更 ・その他、告知事項の内容に変更を生じさせる事実の発生(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)
② 被保険者が上記①以外のお客さまの場合	次のような場合には、あらかじめまたは遅滞なく ^(※2) 取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。 ・保険の対象の設置施設の所在地の変更 ・保険の対象の設置施設の構造または用法の変更 ・保険の対象の設置施設の改築または増築 ・保険の対象の設置施設の継続して15日以上行われる修繕 ・その他、告知事項の内容に変更を生じさせる事実の発生(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(※1) 個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含まれます。)は、個人に含みます。

(※2) 通知事項に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生がご契約者または被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご連絡ください。その事実の発生がご契約者または被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご連絡ください。

- (2) 保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、譲渡の事実が発生した時に保険契約はその効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。
- (3) 保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなりますので、ご注意ください。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。
- (4) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

③ 重大事由による解除等

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- (1) 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた、または生じさせようとした場合
- (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行った、または行おうとした場合
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に損保ジャパン日本興亜のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

III 万一事故にあわれたら

① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

遅滞なくご連絡いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特約条項」をご確認のうえ、損保ジャパン日本興亜が求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

③ 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払が迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<http://www.sjnk.co.jp/>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

商品についてのお問い合わせ

【パソコン・スマートフォンから】

<http://www.sjnk.co.jp/contact/>



損保ジャパン日本興亜 お問い合わせ

検索

【カスタマーセンター】

【受付時間】 平日：午前9時～午後8時

土・日・祝日：午前9時～午後5時（12月31日～1月3日は休業）

0120-888-089

●おかけ間違いにご注意ください。



※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。
※パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能をご利用いただけない場合があります。

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808

●おかけ間違いにご注意ください。



IP電話からは

通話料
有料

03-4332-5241をご利用ください。

【受付時間】 平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

★ご加入いただく保険契約には、ガラス保険普通保険約款および特約条項が適用されます。付帯される特約条項の内容については、「普通保険約款および特約条項」をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約条項」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03-3349-3111

〈公式ウェブサイト〉 <http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先